

	<p>第三百三十条第一項、第三百三十一条第四項（第四百四十条第一項において準用する場合を含む。）及び第四百四十三条第四項（同条第八項及び第十項において準用する場合を含む。）</p>	<p>第三百三十一条第四項及び第四百四十三条第四項</p>
<p>第四百四十六条第二項</p>	<p>商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日（同法第二百三十条ノ七第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により株券喪失登録が抹消されたときは、同</p>	<p>同項の投資証券に係る除権決定の正本又は謄本その他の主務省令で定めるものを添付して請求があつた場合には、遅滞なく</p>

<p>法第二百十六條第一項又は第 二百二十條第四項（同法第二 百十三條第二項において準用 する場合を含む。）の期間内 に利害關係人が異議を述べな かつた場合におけるその期間 満了の日。以下この条におい て同じ。）において</p>	<p>株券喪失登録がされた株券の 株式についてのその日におけ る名義人（同法第二百三十條 第二項に規定する名義人をい い、同法第二百三十條ノ六第</p>
	<p>当該請求を行った者（以下この条において 「請求者」という。）</p>

<p>第四百四十六条第三項</p>			
<p>に規定する日以後</p>	<p>名義人の</p>	<p>八第一項に規定する日</p>	<p>四項又は同法第二百三十条ノ七第三項の規定により名義書換をしたものとみなされる株券喪失登録者（同法第二百三十条ノ二第二項に規定する株券喪失登録者をいう。）を含む。以下この条において同じ。）</p>
<p>同項の請求があつた場合には</p>	<p>請求者の</p>	<p>請求者が当該申出の日</p>	

<p>第四百四十六条第三項第 二号</p>	<p>名義人</p>	<p>請求者</p>
<p>第四百四十六条第五項の 表</p>	<p>特定の種類の株式が振替株式 となる前に当該株式 商法第二百三十条ノ八第一項 に規定する日の前に株券喪失 登録がされた株券の株式</p>	<p>投資口が振替投資口となる前に当該投資口 第四百四十六条第二項に規定する請求の日の 前に当該請求に係る投資口</p>
<p>第四百五十三条第一項</p>	<p>消却され、又は転換された</p>	<p>当該請求の日後に、当該投資口 払い戻された</p>
<p>第四百五十五条第三項</p>	<p>権利及び同法第二百九十三条 ノ五第一項の金銭の分配を受 ける権利</p>	<p>権利</p>

<p>第百五十五条第三項第四号</p>	<p>前号に規定する</p>	<p>発行者が議決権を行使する者のみを定めるために投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第三項において読み替えて準用する商法第二百二十四条ノ三第一項の規定により一定の日を定めた</p>
<p>第百五十七条第一項</p>	<p>消却又は転換</p>	<p>払戻し</p>
<p>第百五十七条第二項</p>	<p>消却</p>	<p>払戻し</p>
<p>第百五十七条第三項</p>	<p>商法第二百二十条第一項本文</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第八十六条第一項</p>
	<p>、利益若しくは利息の配当、 同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配又は資本若しくは資本準備金若しくは利益</p>	<p>又は同法第三百三十六条第一項の規定による金銭の分配</p>

	準備金の減少に伴う払戻し	
第百五十七条第五項	消却	払戻し
第百五十八条第二項第一号	株式申込証	投資口申込証（投資信託及び投資法人に関する法律第七十一条第一項及び第二百二十二条第一項の投資口申込証をいう。以下同じ。）
第百五十八条第四項	若しくは新株引受権証書に記載し、又は商法第二百八十条ノ六第二項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替株式の発行者に示さなければならぬ。	に記載しなければならない。
第百五十九条第一項第一	商法第二百十五條ノ二、第二	第二百五十六條第一項及び投資信託及び投

<p>二号</p>	<p>百十九条第一項、第二百八十条ノ四第三項（同法第二百八十条ノ二十五第三項及び第三百四十一条ノ十五第四項において準用する場合を含む。） 又は第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）</p>	<p>資法人に関する法律第八十七条第三項</p>
<p>第一百五十九条第一項第三号</p>	<p>とき（当該発行者が商法第二百九十三条ノ五第一項の規定により定款をもつて営業年度中の一定の日を定めている場</p>	<p>とき。</p>

<p>第六百六十条第三項</p>	<p>第六百六十条第一項</p>	
<p>前二項</p>	<p>同法第二百六条第一項</p>	<p>合にあつては、營業年度ごとに、その日が到来したとき（第一号に該当するときを除く。）。</p> <p>株主（当該発行者が同項の規定により定款をもつて營業年度中の一定の日を定めている場合にあつては、營業年度ごとのその日の株主）</p>
<p>第一項</p>	<p>同法第七十九条第一項</p>	<p>投資主</p> <p>投資信託及び投資法人に関する法律第八十条第一項</p>

	株主名簿又は端株原簿	投資主名簿
<p>第百六十一条</p>	<p>生じたとき又は単元未満株式が生じたとき</p> <p>又は当該単元未満株式については、当該端数又は当該単元未満株式の数を一単元の株式数で除した数（これらの数に</p>	<p>生じたとき</p> <p>については、当該端数（</p>
<p>第百六十二条第一項</p>	<p>商法第二百六条第一項</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第七十九條第一項</p>
<p>第百六十九条第一項第二号</p>	<p>第百三十一条第四項（第百四十條第一項において準用する場合を含む。）</p>	<p>第百三十一条第四項</p>
	<p>第百三十一条第四項第九号</p>	<p>同項第九号</p>

	<p>(第四百四十条第一項において準用する場合を含む。)</p>	
<p>第百六十九条第一項第五号</p>	<p>第四百四十二条第一項前段(同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。)</p>	<p>第四百四十二条第一項前段</p>
	<p>同条第一項第七号(同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。)</p>	<p>同項第七号</p>
<p>第百六十九条第一項第六号</p>	<p>第四百四十三条第四項(同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。)</p>	<p>第四百四十三条第四項</p>
	<p>同条第四項第九号(同条第八</p>	<p>同項第九号</p>

項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。）

(発行済みの投資口を振替投資口とする場合の特例)

第二百五十三条 発行者が投資法人の成立後に投資口について第十三条第一項の同意を与えようとする場合に、当該投資口の質権者であつて投資主名簿（投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第一項に規定する投資主名簿をいう。以下同じ。）に記載又は記録がされていない者が、前条において読み替えて準用する第三百三十一条第一項の公告の日から同項第一号の一定の日の前日までの間に、当該質権者の氏名又は名称及び住所を投資主名簿に記載又は記録をすることを請求したときは、発行者は、当該投資口について当該請求をした質権者の氏名又は名称及び住所並びに質権者の請求による記載又は記録である旨を投資主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

(振替投資口の払戻しに関する記載又は記録手続)

第二百五十四条 特定の銘柄の振替投資口について、その払戻しを受けようとする加入者は、抹消の申請

をしなければならない。この場合において、当該申請は、抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において次項の規定により示されたところに従い、当該申請に係る振替投資口について、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3 第一項前段の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替投資口の銘柄及び口数
- 二 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別
- 三 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替投資口についての投資主の氏名又は名称及び住所並びに第一号の口数のうち当該投資主ごとの口数

4 第一項前段の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を

執らなければならない。

一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における次に掲げる記載又は記録

イ 前項第一号の口数についての減少の記載又は記録

ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第三号の投資主ごとの口数の減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第一号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第一号の口数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 発行者は、投資主に対し、振替投資口の払戻しをするのと引換えにその口座における当該振替投資口の銘柄についての当該払戻しに係る振替投資口の口数と同口数の抹消をその直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

（振替投資口を投資証券とみなす投資信託及び投資法人に関する法律の特例）

第二百五十五条 振替投資口に関する投資信託及び投資法人に関する法律第九十六条第一項及び第二項、第九十七条並びに第二百十九条の規定の適用については、振替投資口は、投資証券とみなす。

（振替投資口の併合に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例）

第二百五十六条 発行者は、振替投資口について投資信託及び投資法人に関する法律第八十五条第一項の規定により投資口の併合をしようとする場合には、その旨及び当該発行者の定める一定の日においてその効力が生ずる旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、投資口の併合は、同項の一定の日にその効力を生ずる。

(振替投資口の発行無効判決が確定した場合に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例)

第二百五十七条 発行者は、振替投資口の発行を無効とする判決が確定したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(振替投資口についての投資信託及び投資法人に関する法律の適用除外)

第二百五十八条 振替投資口については、投資信託及び投資法人に関する法律第七十八条第三項から第五項まで、同条第六項において準用する商法第二百七条、投資信託及び投資法人に関する法律第八十三条第二項から第四項まで、同条第五項において準用する商法第二百二十六条ノ二、投資信託及び投資法人に関する法律第八十四条、同法第八十五条第二項において準用する商法第二百十四条第三項、第二百五条及び第二百六条、投資信託及び投資法人に関する法律第八十六条第四項において準用する商法第二百二十条第四項並びに投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十三条第一項において準用する商法第二百八十条ノ十七第二項の規定は、適用しない。

第二節 協同組織金融機関の優先出資の振替

(権利の帰属)

第二百五十九条 優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三条第一項に規定する優先出資をいう。以下この節において同じ。）で振替機関が取り扱うもの（以下この節において「振替優先出資」という。）についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 発行者が、その優先出資について第十三条第一項の同意を与えるには、理事（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第七項に規定する理事をいう。）の決定によらなければならない。

(優先出資証券の不発行等)

第二百六十条 振替優先出資については、優先出資証券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十八条第一項に規定する優先出資証券をいう。以下この節において同じ。）を発行することができない。

2 振替優先出資の優先出資者（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十二条第一項に規定する優先出資者をいう。以下同じ。）は、当該振替優先出資を取り扱う振替機関が第二十二條第一項の規定に

より第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替優先出資が振替機関によつて取り扱われなくなつたときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、優先出資証券の発行を請求することができる。

3 発行者が発行済みの優先出資について第十三条第一項の同意を与えた場合には、優先出資証券（公示催告手続が行われているものを除く。）は、次条において読み替えて準用する第三百三十一条第一項第一号の一定の日において、無効とする。

4 次条において読み替えて準用する第三百三十一条第一項第一号の一定の日において公示催告手続が行われている優先出資証券は、次条第一項において準用する第四百四十六条第四項において読み替えて準用する第三百三十一条第五項の規定による増加の記載又は記録がされた日において、無効とする。

（優先出資に関する株式に係る規定の準用）

第二百六十一条 第七章の規定（第二百二十八条、第三百三十四条第七項、第三百三十八条から第四百一条まで、第四百二十二条第九項及び第十項、第四百四十三条第八項から第十四項まで、第四百四十四条第七項から

第十項まで、第四百四十五条第五項及び第六項、第五百五十三条第六項、第五百五十四条第六項、第五百五十五条第三項第三号、第五百五十八条第一項、第二項第三号及び第四号並びに第五項、第一百六十条第二項、第一百六十四条から第一百六十八条まで並びに第一百六十九条第一項第三号及び第四号の規定を除く。次項において同じ。）は、優先出資について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

商号	名称
数	口数
総数	総口数
株主名簿	優先出資者名簿
振替数	振替口数
発行総数	発行総口数
消滅会社	消滅協同組織金融機関

新設会社	新設協同組織金融機関
存続会社	存続協同組織金融機関
超過数	超過口数
合計数	合計口数
特定被通知株主	特定被通知優先出資者
少数株主権等	少数優先出資者権等
株式申込証	優先出資申込証
新株引受権証書	優先出資引受権証書
営業年度	事業年度
特別株主	特別優先出資者
一株	優先出資一口

2 第七章の規定を優先出資について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政

令で定める。

<p>第二百二十九条第三項第 四号</p>	<p>株主（端株主を含む。以下同 じ。）</p>	<p>優先出資者</p>
<p>第二百三十一条第一項</p>	<p>会社の成立後に</p>	<p>発行済みの</p>
<p>その旨</p>	<p>第一号の</p>	<p>その旨、第一号の一定の日において優先出 資証券は無効となる旨</p>
<p>第一号の</p>	<p>一月前までに</p>	<p>同号の</p>
<p>一月前までに</p>	<p>株主名簿</p>	<p>一月前までに公告し、かつ、 優先出資者名簿（協同組織金融機関の優先 出資に関する法律第二十四条に規定する優 先出資者名簿をいう。以下同じ。）</p>
<p>記載又は記録</p>	<p>記載又は記録</p>	<p>記載</p>
<p>第二百三十一条第一項第</p>	<p>次項本文（第四百四十条第一項</p>	<p>次項本文</p>